

令和8年度

乳児等通園支援事業

指導監査基準

神戸市

こども家庭局幼保事業課

指導監査基準について

着 眼 点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。	
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。	
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。	
区 分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。	
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障（おそれ）が著しい事項。 改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
【B】	改善の報告を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準等関係法令・通達等に抵触しているが、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障（おそれ）がある事項。 周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
【A】	指導・助言する事項	<ul style="list-style-type: none"> 不備等の程度は文書での報告を求めるほどではないが、改善が望まれるため、文書で指導・助言を行う事項。（状況・内容により、実地において口頭で指導・助言を行う場合があります。） <p>※施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導・助言するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていない場合は、B又はC指摘する場合があります（「助言」を除く）。</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令・国通知等について

省略表記	正式名称	公布年月日等	改正
●各施設最低基準等			
家庭的保育事業等設備運営基準 条例	神戸市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第20号	平成26年10月1日 令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準 条例	神戸市特定教育・保育施設、神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日 令和8年4月1日
乳通設備運営基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	内閣府令第1号	令和7年1月14日 令和8年4月1日
特定乳通運営基準	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準	内閣府令第九十五号	令和7年11月13日 令和8年4月1日

●最低基準等関係通知				
家庭的保育事業等認可要綱	神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業認可要綱	神戸市こども家庭局	平成27年4月1日	令和8年4月1日
特定教育・保育施設等確認要綱	神戸市特定教育・保育施設等及び特定乳児等通園支援事業者の確認等の手続きに関する要綱	神戸市こども家庭局	平成27年4月1日	令和8年4月1日
乳通基準通知	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて	こ成保発第120号	令和7年2月12日	
乳児等通園支援事業認可通知	乳児等通園支援事業の認可等について	こ成保発第154号	令和7年2月26日	
保育所保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日	
保育指針適用の留意事項通知	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	子保発第0330第2号	平成30年3月30日	
特定教育・保育施設等事故報告等通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第44号 6教参学第51号	令和7年3月21日	
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日	
個人情報適正管理通知	個人情報の適正な管理の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第944号	平成28年10月14日	
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号	平成12年6月7日	平成29年3月7日
保育所感染症ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)	こども家庭庁	平成30年3月	令和5年10月10日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月	令和7年3月
保育所アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発第0317第1号	平成23年3月17日	平成31年4月

根拠法令・国通知等について

省略表記	正式名称		公布年月日等	改正
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局	平成28年3月	令和8年2月
睡眠時安全対策の手引き	睡眠時の安全対策の手引き	神戸市こども家庭局 子育て支援部 事務連絡	平成26年2月5日	
調乳等安全対策通知	調乳等で熱湯を扱う際の安全対策の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第136号	平成27年5月27日	
プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止および記録の作成について	神戸市こども家庭局 神こ子事第337号	平成28年6月15日	
保育所食事提供ガイドライン	「保育所における食事の提供ガイドライン」について	雇児保発第0330第1号	平成24年3月30日	
神戸市受水槽管理指導要綱	神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱	市長決定	平成11年4月1日	令和6年4月1日
神戸市地域防災計画共通編	神戸市地域防災計画 共通編	神戸市防災会議・神戸市	令和6年3月	
こども誰でも通園手引き	こども誰でも通園制度の実施に関する手引	こども家庭庁	令和7年3月	
虐待防止ガイドライン	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	こ成保44 5文科初第420号	令和5年5月12日	令和7年8月29日

目 次

1 一般原則等

- (1) 乳幼児の人権に対する十分な配慮
- (2) 運営の内容の説明
- (3) 保育内容等の状況の自己評価
- (4) 保育内容等の状況の外部評価
- (5) 差別の禁止
- (6) 虐待等の禁止
- (7) 支援の内容
- (8) 保護者との連絡
- (9) 適切な環境の確保
- (10) 連携
- (11) 子どもの人権擁護、虐待防止措置

2 非常災害対策

- (1) 非常災害に対する備え
- (2) 訓練の実施

3 児童の安全確保対策

- (1) 児童の安全の確保
- (2) 調乳等安全対策
- (3) プール活動・水遊びを行う場合の事故防止
- (4) 安全計画
- (5) 自動車を運行する場合の所在の確認

4 事故防止対策

- (1) 日常的な事故予防対策
- (2) 事故の防止
- (3) 事故発生時の対応

5 児童処遇の充実

- (1) 保育の原理
- (2) 全体的な計画
- (3) 保育内容の状況
- (4) 児童の発育及び発達の状態の把握
- (5) 健康状態の把握等
- (6) 疾病異常等への対応
- (7) 虐待の早期発見等の対応
- (8) 虐待等の禁止

6 運営

- (1) 面談
- (2) 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- (3) あっせん及び要請に対する協力
- (4) 乳児等支援支給認定証記載事項の確認
- (5) 乳児等支援給付認定申請の援助
- (6) 心身の状況等の把握
- (7) 特定教育・保育施設等との連携
- (8) 特定乳児等通園支援の提供の記録
- (9) 実費徴収
- (10) 領収書の交付
- (11) 徴収にかかる同意
- (12) 乳児等支援給付費の額に係る通知等
- (13) 特定乳児等通園支援の取扱方針
- (14) 特定乳児等通園支援に関する評価等
- (15) 相談及び援助
- (16) 緊急時等の対応
- (17) 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知
- (18) 勤務体制の確保等
- (19) 利用定員の遵守
- (20) 掲示等
- (21) 情報の提供等
- (22) 利益供与等の禁止
- (23) 地域との連携等

7 食事提供・衛生管理

- (1) 調理室 【自園調理】 【外部搬入】
- (2) 食事提供の特例 【外部搬入】
- (3) 食事の基準と栄養評価 【自園調理】 【外部搬入】
- (4) 献立・調理内容 【自園調理】 【外部搬入】
- (5) 給与栄養量 【自園調理】 【外部搬入】
- (6) 食事提供の状況①食事に係る健康と安全の向上
- (7) 非常時の食事対応
- (8) 衛生管理
- (9) 感染予防
- (10) 医薬品の管理

8 内部の規程、備える帳簿

- (1) 運営規程
- (2) 帳簿・記録の整備

9 秘密保持等

- (1) 職員の秘密の保持のための措置
- (2) 個人情報の適正な管理

10 苦情への対応

- (1) 苦情解決規程の整備
- (2) 利用者への周知
- (3) 苦情への対応

11 設備

- (1) 構造設備
- (2) 必要面積の遵守
- (3) 乳児室と保育室の区画
- (4) 保育室等と調乳設備の区画

12 職員の処遇

- (1) 研修の機会の確保
- (2) 職員の配置及び資格
- (3) 職員の人事管理

13 運営委員会

- (1) 運営委員会の設置・運営

14 会計

- (1) 会計の区分
- (2) 現況報告

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
1 一般原則等				
(1) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っているか。	乳通設備運営基準第5条第1項 保育指針第1章	利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営されていないのでは正すこと。	C
(2) 運営の内容の説明	<input type="checkbox"/> 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	乳通設備運営基準第5条第2項	地域社会との交流及び連携が不十分であり、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めること。	A
(3) 保育内容等の状況の自己評価	<input type="checkbox"/> 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、改善しているか。	乳通設備運営基準第5条第3項 保育指針第1章3	自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行っていないので、改善すること。	A
			自己評価の結果を踏まえ、提供する乳児等通園支援の改善を行っていないので、改善すること。	A
(4) 保育内容等の状況の外部評価	<input type="checkbox"/> 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めているか。	乳通設備運営基準第5条第4項 保育指針第1章3	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果について、保護者、地域に公表するよう努めること。	A
(5) 差別の禁止	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用の支払いの状況によって、差別的取扱いをしていないか。	乳通設備運営基準第12条第1項 特定乳通運営基準第23条	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用の支払いの状況によって、差別的取扱いが行われているので、是正すること。	C
(6) 虐待等の禁止	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	乳通設備運営基準第13条第1項 特定乳通運営基準第23条 保育所や幼稚園等における虐待の対応等に関するガイドライン	日々の保育の中で、乱暴な言葉がけ、無視、行動の制限、強制、体罰などが行われているので、是正すること。	C
(7) 支援の内容	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援を提供しているか。	乳通設備運営基準第23条	利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援を提供していないので、改善すること。	B
(8) 保護者との連絡	<input type="checkbox"/> 保護者との連絡を十分に行っているか。	乳通設備運営基準第24条 こども誰でも通園手引き	保護者との連絡（園だより、連絡帳、懇談会、緊急時の連絡先把握など）に不十分な点があるので、改善すること。	B
(9) 適切な環境の確保	<input type="checkbox"/> 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	特定乳通運営基準第2条	良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すこと。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(10) 連携	<input type="checkbox"/> 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	特定乳通運営基準第2条	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。	A
(11) 子どもの人権擁護、虐待防止措置	<input type="checkbox"/> 提供する乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めているか。	特定乳通運営基準第2条	提供する乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めること。	A
2 非常災害対策				
(1) 非常災害に対する備え	<input type="checkbox"/> 消火用具が設置されているか。	乳通設備運営基準第6条第1項	消火用具がない又は消火用具の機能失効が見られるので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。		消火用具の設置場所等につき、周知されていないので周知すること。	B
	<input type="checkbox"/> 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。廊下・階段・避難口等に避難の支障になる物件が放置等されていないか。		廊下・階段・避難口等に避難の支障になる物件が放置されているので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 非常災害対策計画を策定しているか。		非常災害に対する具体的な計画を立てていないので、改善すること	B
(2) 訓練の実施	<input type="checkbox"/> 避難訓練及び消火訓練を毎月行っているか。	乳通設備運営基準第6条第2項	避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。	C
3 児童の安全確保対策				
(1) 児童の安全の確保	<input type="checkbox"/> 児童の安全を考えて、家具や物品を配置するなど、利用者の安全対策に万全を期しているか。	保育指針第3章3(2)	安全対策が不十分なので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。		児童の安全管理が不十分なので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 戸外活動においては、事前に危険な場所や設備を把握し、携帯電話等による連絡体制を確保しているか。		児童の安全管理が不十分なので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 戸外活動の際、記録（散歩計画・散歩届・実施記録等）を作成しているか。			B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
	<input type="checkbox"/> 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。		侵入防止措置や不審者対策訓練が不十分なので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 市、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。		不審者情報に係る地域や関係機関等との連携が図られていないので改善すること。	B
(2) 調乳等安全対策	<input type="checkbox"/> 調乳室（スペース）と保育室は区画し、調乳室で熱湯を扱う際には児童が入らないよう対策を講じているか。	調乳等安全対策通知	児童が入らないよう対策が講じられていないので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 事故が起こった時に備え、緊急時の対応のマニュアルを作成するとともに、地震・火災等の災害避難訓練とは別に訓練を実施し、職員全員に周知が図られているか。		調乳設備の熱湯によるやけど事故が起こった時に備え、緊急時の対応のマニュアルを作成するとともに、地震・火災等の災害避難訓練とは別に訓練を実施し、職員全員に周知を図ること。	A
(3) プール活動・水遊びを行う場合の事故防止	<input type="checkbox"/> 監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしているか。	こども誰でも通園手引き プール活動等記録作成等通知	監視体制の空白が生じているなど監視体制が不十分なので、是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。		プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育が不十分なので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けているか。また、一刻を争う状況にも対応できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行っているか。		心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育や、119番通報を含め緊急事態へ対応するための訓練が不十分なので、改善すること。	B
(4) 安全計画	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の安全を確保するための取り組みを計画的に実施できる年間計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	乳通設備運営基準第7条第1項 こども誰でも通園手引き	安全計画の策定が不十分なので是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 安全計画の内容を職員に周知し、園の実情に応じた、実践的な訓練（睡眠時、食事、水遊び等も含む）や研修を実施しているか。また、その記録が残されているか。	乳通設備運営基準第7条第2項 こども誰でも通園手引き	訓練や研修の実施ができていない。また実施記録が残されていない等、不十分な点があるので、是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 安全計画に基づく取組の内容を保護者に周知しているか。	乳通設備運営基準第7条第3項	安全計画に基づく取組の内容を保護者に周知していないので改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 安全計画を定期的に見直し、必要に応じて変更しているか。	乳通設備運営基準第7条第4項	安全計画の定期的な見直し、変更を行っていないため、改善すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(5) 自動車を運行する場合の所在の確認	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。	乳通設備運営基準第8条第1項	自動車の乗車・降車の際に利用乳幼児の所在の確認を行っていないため、是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行っているか。	乳通設備運営基準第8条第2項	送迎用車両に利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えていないため、是正すること。	C
4 事故防止対策				
(1) 日常的な事故予防対策	<input type="checkbox"/> ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析するなど日常的な事故予防対策を行っているか。		日常的な事故予防対策が不十分なので改善すること。	B
(2) 事故の防止	<input type="checkbox"/> 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 ③事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。	保育指針第3章3 こども誰でも通園手引き 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 特定乳通運営基準第30条第1項	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備していないので、是正すること。	C
			事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していないので、改善すること。	B
			事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	A
(3) 事故発生時の対応	<input type="checkbox"/> 事故が発生した場合は、幼保事業課等関係機関、児童の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。	保育指針第3章 こども誰でも通園手引き 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 特定乳通運営基準第30条第2項、第3項	事故が発生した場合には、速やかに児童の家族等に連絡するとともに、幼保事業課に事故報告を行うこと。	B
	<input type="checkbox"/> また、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市への第1報は原則事故発生当日に報告しているか。		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	C
	<input type="checkbox"/> 事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか。	保育指針第3章 こども誰でも通園手引き 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 特定乳通運営基準第30条第4項	事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	C
	<input type="checkbox"/> 発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じていないので、是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか。		賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていないので、是正すること。	C
<input type="checkbox"/> 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。				

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
5 児童処遇の充実				
(1) 保育の原理 ①保育の目標	<input type="checkbox"/> 保育は、養護（生命の保持、情緒の安定）と教育（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を一体的に展開するものとして、行われているか。	保育指針第1章	養護と教育が一体的に展開されておらず、不十分なので改善すること。	C
②保護者支援	<input type="checkbox"/> 利用している児童の保護者に対し、その意向を受け止め、児童と保護者の安定した関係に配慮し、援助しているか。	保育指針第4章 こども誰でも通園手引き	保護者一人一人の状況に配慮し、相互の信頼関係の下に、保護者支援が行われていないので改善すること。	B
(2) 全体的な計画	<input type="checkbox"/> 保育指針に沿って全体的な計画を適切に作成しているか。	保育指針第1章 こども誰でも通園手引き	全体的な計画が作成されていないので、作成すること。 （全体的な計画の作成） ア. 各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 イ. 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に編成されなければならない。 ウ. 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保険計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	C
			全体的な計画の内容及び作成の取組み状況に不十分な点があるので、改善すること。	B
(3) 保育内容の状況 ①指導計画との関連	<input type="checkbox"/> 指導計画や個別計画に基づき、児童の実態に即した指導が行われているか。	保育指針第1章、第2章 保育指針適用の留意事項通知 こども誰でも通園の手引き	3歳未満児について、一人一人の児童の生育歴、心身の発達及び活動の実態に即した個別的な計画が作成されていないので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 子どもの実態や子どもを取り巻く状況などに即して見直し、評価し、その改善に努めているか。		指導計画について適切な評価、改善が行われていないので是正すること。	B
②保育の内容	<input type="checkbox"/> 保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成されているか。ねらい及び内容は「養護」と「教育」の両面から示され、一体となって展開されているか。	保育指針第1章、第2章 保育指針適用の留意事項通知	保育内容が、保育指針に沿って、適切に行われていないので、是正すること。	C
③記録状況	<input type="checkbox"/> 記録は適切に整備されているか。	保育指針適用の留意事項通知 こども誰でも通園手引き	事業の実施内容確認の記録、利用子どもの育ちに関する記録、自治体が把握し円滑な利用につなげるための情報の記録が適切に整備されていないので、是正すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
④保護者との連絡	<input type="checkbox"/> 保護者との連絡を十分に行っているか。	保育指針第1章、第4章、第5章 こども誰でも通園手引き	保護者との連絡（園だより、連絡帳、懇談会、緊急時の連絡先把握など）に不十分な点があるので、改善すること。	B
(4) 児童の発育及び発達の状態の把握	<input type="checkbox"/> 児童の発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。	保育指針第3章1	児童の発育及び発達状態が把握、記録されていないので、改善すること。	B
			児童の発育及び発達状態の把握、記録に不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 健康状態の把握等	<input type="checkbox"/> 日々の健康状態を観察し、記録等を適切に把握しているか。	保育指針第3章1	体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態の観察がなされていないので、是正すること。	C
			体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態の観察に不十分な点があるので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、適切な対応が図られているか。	保育指針第3章1 こども誰でも通園手引き	児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなどの適切な対応が図られていないので、是正すること。	C
(6) 疾病異常等への対応	<input type="checkbox"/> 急な病気等への対処を適正に行っているか。	保育指針第3章1、3 睡眠時安全対策の手引き こども誰でも通園手引き	児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応に不十分な点があるので、改善すること。	B
			必要な救急用医薬品の整備や急な病気等への対処に不十分な点があるので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を図っているか。 ・0歳児は、「睡眠チェック表」を利用し、10分毎に児童の様子を把握する。 ・1歳児は、「睡眠チェック表」を利用し、15分毎に児童の様子を把握する。 ※入所初期や体調不良が見られるときは、5分毎にチェックを行う。		乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止への対策がなされていないので、是正すること。	C
			睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態の観察、医師から指示がない限り乳児を仰向けに寝かすなど、「神戸市保育所における睡眠時の安全対策の手引き」にそって、より効果的な対応をとるよう改善すること。	B
<input type="checkbox"/> 緊急対応マニュアルの整備等適切な対応が図られ、職員全員に対応策が徹底されているか。	保育指針第3章1	アレルギー対応がなされていないので改善すること。	B	
(7) 虐待の早期発見等の対応	<input type="checkbox"/> 児童虐待の早期発見に努めているか。	保育指針第4章 こども誰でも通園手引き	児童の心身の状態や家族の態度などに十分に注意して観察や情報収集に努めることなど、虐待の早期発見への適切な対応がなされていないので、是正すること。	C
	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡・連携が図られているか。		嘱託医、児童相談所（こども家庭センター）、福祉事務所（こども家庭支援課）、児童委員、保健所などとの連携がなされていないので、是正すること。	C

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(8) 虐待等の禁止	<input type="checkbox"/> 乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	保育指針第1章 特定乳通運営基準第24条 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	日々の保育の中で、乱暴な言葉がけ、無視、行動の制限、強制、体罰などが行われているので、是正すること。	C
6 運営				
(1) 面談	<input type="checkbox"/> 最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行い重要事項の説明をしているか。乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得ているか。	特定乳通運営基準第4条	面談を実施し重要事項の説明を行うこと。乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得ること。	B
(2) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付認定保護者から利用の申込を受けたときに正当な理由なく拒んでいないか。	特定乳通運営基準第5条	乳児等支援給付認定保護者から利用の申込を受けたときに正当な理由なく拒んでいるので、是正すること。	C
(3) あっせん及び要請に対する協力	<input type="checkbox"/> 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	特定乳通運営基準第6条	市が行うあっせん及び要請に対し、できる限りの協力をしていないので是正すること。	C
(4) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、最初に乳児等通園支援を提供するに際し、保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認しているか。	特定乳通運営基準第7条	（確認する事項） 一 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日 二 乳児等支援給付認定子どもの氏名及び生年月日 三 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号 四 乳児等支援給付認定の有効期間 五 その他必要な事項	B
(5) 乳児等支援給付認定の申請に係る援助	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	特定乳通運営基準第8条	乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった時に、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていないので、改めること。	A
(6) 心身の状況等の把握	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援の提供に当たって、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めているか。	特定乳通運営基準第9条	乳児等通園支援の提供に当たって、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めていないので改めること。	A
(7) 特定教育・保育施設等との連携	<input type="checkbox"/> 特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めているか。	特定乳通運営基準第10条	特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めていないので改善すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(8) 特定乳児等通園支援の提供の記録	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しているか。	特定乳通運営基準第11条	乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録していないので改善すること。	B
(9) 実費徴収	<input type="checkbox"/> 実費徴収を行う場合、次に掲げる費用のみとしているか。 ① 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	特定乳通運営基準第12条第3項	左記に掲げる費用以外を実費徴収として徴収しているので改善すること。 実費掃討を上回って保護者から徴収しているため、超過徴収分について、保護者に還元すること。	B
(10) 領収書の交付	<input type="checkbox"/> 費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しているか。	特定乳通運営基準第12条第4項	費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付していないので、改善すること。	B
(11) 徴収にかかる同意	<input type="checkbox"/> 金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	特定乳通運営基準第12条第5項	金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていないので改善すること。	B
(12) 乳児等支援給付費の額に係る通知等	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しているか。	特定乳通運営基準第13条	乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知していないので改善すること。	B
(13) 特定乳児等通園支援の取扱方針	<input type="checkbox"/> 保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行っているか。	特定乳通運営基準第14条	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行っていないので、改善すること。	B
(14) 特定乳児等通園支援に関する評価等	<input type="checkbox"/> 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 定期的な外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	特定乳通運営基準第15条	自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていないので改めること。 定期的な外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(15) 相談及び援助	<input type="checkbox"/> 常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	特定乳通運営基準第16条	常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていないので改善すること。	B
(16) 緊急時等の対応	<input type="checkbox"/> 現に乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	特定乳通運営基準第17条	現に乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていないので是正すること。	C
(17) 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	特定乳通運営基準第18条	乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していないので是正すること。	C
(18) 勤務体制の確保等	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めているか。	特定乳通運営基準第20条	乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていないので是正すること。	C
(19) 利用定員の遵守	<input type="checkbox"/> 利用定員を超えて乳児等通園支援の提供を行っていないか。	特定乳通運営基準第21条	利用定員を超えて乳児等通園支援の提供を行っているため是正すること。	C
(20) 掲示等	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、つうえんポータル（総合支援システム）で公表しているか。	特定乳通運営基準第22条	乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、つうえんポータル（総合支援システム）で公表していないので、改善すること。	B
(21) 情報の提供等	<input type="checkbox"/> 保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。又はその内容を虚偽、誇大なものとしていないか。	特定乳通運営基準第26条	保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。又はその内容を虚偽、誇大なものとしているので改めること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(22) 利益供与等の禁止	<input type="checkbox"/> 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 または、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	特定乳通運営基準第27条	乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、利益を供与しているため、是正すること。 または、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、利益を収受しているため、是正すること。	C
(23) 地域との連携等	<input type="checkbox"/> 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	特定乳通運営基準第29条	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。	A
7 食事提供・衛生管理				
(1) 調理室 【自園調理】 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	乳通設備運営基準第15条 乳通基準通知第2 5	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていないので、改善すること。	B
(2) 食事提供の特例 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 食事の搬入を行うにあたって、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たす体制が整っているか。 ア 加熱、保存等の調理機能の有無 イ 食事の温度管理 ウ 施設、保健所等の栄養士又は管理栄養士による栄養面等の指導	乳通設備運営基準第15条 乳通基準通知第2 5	衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たす体制に不適切な点があるので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 搬入施設は、当該事業所給食の趣旨を十分に認識し、適切に遂行できているか。 ア 利用児の発育・発達並びに健康状態への配慮（食事内容、回数・時機） イ 食育計画に基づいた提供 ウ 受託内容を明確にした契約書の有無（連携施設）		調理受託内容及び実際の業務内容に、不適切な点があるので、改善すること。	B
	<input type="checkbox"/> 搬入施設は、「一体的に運営されている保育所等」「同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等」のいずれかであるか。	乳通基準通知第2 5	いずれの施設にも該当しないので、是正すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(3) 食事の基準と栄養評価 【自園調理】 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 対象者の心身の状況に応じ、施設基準（給与栄養目標量）を設定しているか。 <input type="checkbox"/> 【施設基準として給与食品量を設定している場合】施設基準（給与食品目標量；食品構成）を設定しているか。	乳通基準通知第2 5 こども誰でも通園手引き	施設基準（給与栄養目標量）の設定に不適切な点があるので、改善すること。	B
			施設基準（給与栄養目標量、給与食品目標量）の設定に不十分な点があるので、改めること。	A
(4) 献立・調理内容 【自園調理】 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 献立を作成しているか。 ア 献立に基づいた食事提供 イ 必要な項目（献立名、食品名、一人当たりの可食量） ウ 献立の記録 エ 簡易な食事提供の有無	乳通基準通知第2 5 こども誰でも通園手引き	あらかじめ献立を作成していないので、是正すること。	C
			献立の内容に不適切な点があるので、改善すること。	B
			献立の内容に不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 給与栄養量 【自園調理】 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 施設基準〔給与栄養目標量(又は給与食品目標量)〕に基づいた栄養量・食品量を給与しているか。	乳通基準通知第2 5 こども誰でも通園手引き	給与栄養量（又は給与食品量）を確認していないので、是正すること。	C
			給与栄養量（又は給与食品量）に不適切な点があるので、改善すること。	B
			給与栄養量（又は給与食品量）に不十分な点があるので、改めること。	A
(6) 食事提供の状況 ①食事に係る健康と安全の向上	<input type="checkbox"/> 子どもの健康と安全の向上のため、咀嚼・嚥下機能や食物アレルギー等に配慮した食事提供を行っているか。 ア 誤嚥等による窒息リスクの除去 イ 発育・発達状況に応じた食事提供（離乳期、嚥下状態、食物アレルギー、体調不良に配慮した形態） ウ 誤食等の発生予防体制整備	乳通基準通知第2 5 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②, 第3章2(2)ウ 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①ウ・オ こども誰でも通園手引き	子どもの健康と安全に資するための食事提供に不適切な点があるので、改善すること。	B
			子どもの健康と安全に資するための食事提供に不十分な点があるので、改めること。	A
②食物アレルギー等対応	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー等医療的な判断が必要な児については、医師の診断・指示に基づいて対応しているか。 ・ アレルギー生活管理指導表等	乳通基準通知第2 5 保育所アレルギー対応ガイドラインアレルギー対応の手引き 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②, 2(2)ア(ウ)②, 第3章1(3)ウ・2(2)ウ こども誰でも通園手引き	医師の指導に基づいた対応に不適切な点があるので、改善すること。	B
			医師の指導に基づいた対応に不十分な点があるので、改めること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
③ 検食の実施 【自園調理】 【外部搬入】	□ 検食を適切に行っているか。 ア 事前検食の実施 イ 献立への反映	乳通基準通知第2 4	検食の実施・記録に不適切な点があるので、改善すること。	B
			検食の実施・記録に不十分な点があるので、改めること。	A
(7) 非常時の食事対応	□ 非常時の食事提供について、適切に備えているか。 ア 食料備蓄の確保 イ 職員への周知	こども誰でも通園手引き 神戸市地域防災計画共通編7-2 (6)	非常時の食事提供について、その対応方法に不適切な点があるので、改善すること。	B
			非常時の食事提供について、その対応方法に不十分な点があるので、改めること。	A
⑧ 衛生管理 ① 衛生管理体制 【自園調理】 【外部搬入】	□ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っているか。 ア HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引き書(※)等を活用している(※関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引き書) イ 衛生管理及び食中毒防止に関する研修、知識・技術の周知	乳通設備運営基準第14条第2項 乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
② 調理及び配膳に伴う衛生管理 【自園調理】 【外部搬入】	□ 調理室(居室エリアのキッチンを除く)の衛生管理は適切か。 ア 非汚染作業区域と汚染作業区域の区分け イ 調理器具、容器等の用途別・食品別の使用、洗浄・消毒・乾燥、保管状況 ウ 食品、容器の取り扱い(床面60センチ以上)、跳ね水 エ 手洗い設備、履物、トイレ、衛生害虫の発生 オ 冷蔵・冷凍庫内、不必要な物品の保管 カ 部外者の立ち入り キ 調理従事者の調理作業の状況(盛付、配膳時)	乳通設備運営基準第14条第1項、第2項 乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	調理室の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			調理室の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
③ 温度管理 【自園調理】 【外部搬入】	□ 原材料及び調理済食品の温度管理は適切に実施しているか。 ア 冷蔵冷凍庫の庫内温度 イ 調理終了後の温度管理	乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	原材料及び調理済食品の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			原材料及び調理済食品の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
④ 衛生管理記録 【自園調理】 【外部搬入】	□ 衛生管理上必要な記録を適切に行っているか。 ア 検収の記録 イ 加熱調理食品中心温度測定 ウ 調理室内巡回点検・害虫駆除 等	乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	衛生管理上必要な記録に不適切な点があるので、改善すること。	B
			衛生管理上必要な記録に不十分な点があるので、改めること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
⑤検査用保存食 【自園調理】 【外部搬入】	<input type="checkbox"/> 保存食として、原材料及び調理済食品（配膳後の状態）を－20℃以下で2週間以上保存しているか。 ※食品ごとに50g程度	乳通基準通知第2 4	保存食について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			保存食について、不十分な点があるので、改めること。	A
⑥弁当の衛生管理 【弁当持参】	<input type="checkbox"/> 食中毒防止の観点から、受け渡しや保管場所、提供時等の衛生管理を適切に行っているか。	乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	弁当の衛生管理について、不十分な点があるので、改めること。	A
⑦保育室の衛生管理	<input type="checkbox"/> 保育室（調乳室含む）の衛生管理は適切か。 ア 調理器具、容器、食器等の保管状況 イ 冷蔵・冷凍庫内、不必要な物品の保管 ウ 手洗い設備、衛生害虫の発生 エ 調理従事者の調理作業（盛付、配膳時）	乳通設備運営基準第14条第1項 乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	保育室（調乳室含む）の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			保育室（調乳室含む）の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
⑧使用水の衛生管理	<input type="checkbox"/> 使用水の衛生管理を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 使用水の目視（色、濁り、におい、異物等） <input type="checkbox"/> 受水槽、井戸水使用時の遊離残留塩素濃度測定（0.1mg/L以上） <input type="checkbox"/> 受水槽の定期清掃・定期検査の実施	乳通設備運営基準第14条第1項 乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き 神戸市受水槽管理指導要綱	使用水の管理方法に不適切な点があるので、改善すること。	B
			使用水の管理方法に不十分な点があるので、改めること。	A
⑨施設内外・各種設備の衛生管理	<input type="checkbox"/> 常に施設内外を清潔に保ち、年1回以上大掃除を行っているか。	乳通設備運営基準第14条第1項、第2項 乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	施設内外の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			施設内外の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
⑩加湿器等の衛生管理	<input type="checkbox"/> 加湿器等は、レジオネラ症防止対策として適切に衛生管理を行っているか。	乳通基準通知第2 4 こども誰でも通園手引き	レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
⑪タオルの共用	<input type="checkbox"/> 共用の手拭き（タオル）を使用していないか。	乳通基準通知第2 4 保育所感染症ガイドライン2(1)イ)③ 感染症予防対策マニュアル こども誰でも通園手引き	タオルを共用しているので、改善すること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
⑫調理従事者等の衛生管理	<input type="checkbox"/> 調理従事者・調乳担当者・盛付担当者の衛生管理を適切に行っているか。 ア 作業開始前の衛生点検記録（下痢、嘔吐、発熱） イ 定期的な検便検査の実施（盛付担当者除く） ウ 適切な手洗いの実施	乳通基準通知第2 4 感染症予防対策マニュアル こども誰でも通園手引き	調理従事者等の衛生管理について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			調理従事者等の衛生管理について、不十分な点があるので、改めること。	A
(9) 感染予防	<input type="checkbox"/> 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めているか。	乳通設備運営基準第14条第2項 乳通基準通知第2 4	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。	A
(10) 医薬品の管理	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っているか。	乳通設備運営基準第14条第3項	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていないので、改善すること。	B
8 内部の規程、備える帳簿				
(1) 運営規程	<input type="checkbox"/> 以下の事項を記載した運営規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運営がなされているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 その提供する乳児等通園支援の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	乳通設備運営基準第16条 特定乳通運営基準第19条	運営規程が整備されていない、または、規程内容と現状に齟齬があるので、改善すること。	B
(2) 帳簿・記録の整備	<input type="checkbox"/> 職員、設備、会計及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備、保存しているか。（5年保存）	乳通設備運営基準第17条 特定乳通運営基準第32条	運営に必要な帳簿が整備、保存されていない、または、帳簿の内容に不備があるので、改善すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
9 秘密保持等				
(1)秘密の保持	<input type="checkbox"/> 職員及び管理者は、正当な理由なく業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	特定乳通運営基準第25条第1項	職員及び管理者が、正当な理由なく業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしているのを、改善すること。	B
(2) 職員の秘密の保持のための措置	<input type="checkbox"/> 職員が在職中のみならず、退職後も業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	乳通設備運営基準第18条第2項 特定乳通運営基準第25条第2項	職員が業務上知り得た秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じること。	B
(3) 個人情報の適正な管理	<input type="checkbox"/> 児童の個人情報の持ち出しがないか等適切に管理しているか。	個人情報適正管理通知	児童の個人情報を適切に管理すること。	B
10 苦情への対応				
(1) 苦情解決規程の整備	<input type="checkbox"/> 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にしているか。※	乳通設備運営基準第19条第1項 特定乳通運営基準第28条第1項 家庭的保育事業等認可要綱第20条 苦情解決指針	苦情解決の仕組みを整備すること。	B
	<input type="checkbox"/> 苦情解決責任者、苦情受付担当者を任命しているか。		苦情解決責任者・苦情受付担当者を任命すること。	B
	<input type="checkbox"/> 第三者委員を任命しているか。※		第三者委員を任命すること。	B
(2) 利用者への周知	<input type="checkbox"/> 苦情解決制度の概要（苦情解決の仕組み、苦情解決責任者・苦情受付担当者の氏名、第三者委員の氏名・連絡先等）を利用者に周知しているか。※		苦情解決制度の概要（苦情解決の仕組み、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の氏名・連絡先等を含む）を、わかりやすい場所へ掲示する等により周知に努めること。	B
(3) 苦情への対応	<input type="checkbox"/> 利用者等から苦情を受け付けたときは、第三者委員への連絡の要否、話し合いにおける第三者委員の立会の要否を苦情申立者に確認し記録に残しているか。※	特定乳通運営基準第28条第2項 家庭的保育事業等認可要綱第20条 苦情解決指針	利用者から苦情を受け付けたときは、第三者委員への連絡の要否、話し合いにおける第三者委員の立会の要否を苦情申立者に確認し記録に残すこと。	B
	<input type="checkbox"/> 利用者等から苦情を受け付けたときは、苦情内容、施設の対応、利用者等の理解の有無等について正確に記録し、解決に至るまでの過程を明らかにしているか。		利用者から苦情を受け付けたときは、苦情の内容、施設の対応、苦情申立者の理解の有無等を正確に記録し、解決に至るまでの過程を明らかにすること。	B
	<input type="checkbox"/> 苦情解決の取組みについて（苦情の内容等）適宜理事会、第三者委員へ報告しているか。※		苦情解決の取組みについて（苦情の内容等）適宜理事会、第三者委員へ報告すること。	B
	<input type="checkbox"/> 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果を定期的に公表しているか。※		苦情内容やその解決結果について、事業報告書や広報誌等で公表すること。	A

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
11 設備				
(1) 構造設備	<input type="checkbox"/> 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けているか。	乳通設備運営基準第5条第6項	利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払っていないので改善すること。	B
(2) 必要面積の遵守	<input type="checkbox"/> 必要面積が確保されているか。	乳通設備運営基準第21条、25条 家庭的保育事業等設備運営基準条例第17条	児童の処遇に必要な面積が確保されていないので是正すること。	C
(3) 乳児室と保育室の区画	<input type="checkbox"/> 乳児室又はほふく室と保育室を一の部屋として運営する場合には、部屋を仕切る等、安全を確保しているか。	家庭的保育事業等認可要綱第19条	乳児室又はほふく室と保育室を一の部屋として運営する場合に、部屋を仕切る等、安全を確保していないので、改善すること。	B
(4) 保育室等と調乳設備の区画	<input type="checkbox"/> 乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画しているか。	家庭的保育事業等認可要綱第19条	乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画していないので、改善すること。	B
12 職員の処遇				
(1) 研修の機会の確保	<input type="checkbox"/> 職員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	乳通設備運営基準第10条第2項 保育所保育指針第5章	職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保していないので、改善すること。	B
			職員への研修が計画的に実施されていないので、改善すること。	B
(2) 職員の配置及び資格	<input type="checkbox"/> 基準に基づく必要な保育士数が確保されているか。	乳通設備運営基準第22条、25条 家庭的保育事業等設備運営基準条例第13条、15条	最低基準の保育士数を確保すること。	C
	<input type="checkbox"/> 資格を要する職員が資格要件を満たしているか。なお、職員の採用にあたって、職員の採用に当たって、履歴書、資格を証する書類等を徴しているか。		資格を要する職に無資格者が配置されているので是正すること。	C
(3) 職員の人事管理	<input type="checkbox"/> 保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用しているか。	児童福祉法第18条の20の4第3項 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに特定登録取消者に係るデータベースを活用していないので、是正すること。	B
	<input type="checkbox"/> アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定しているか。またデータベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、使用記録（検索対象者の記録を含む。）を適切に保管しているか。		使用記録を作成・保管していないため、是正すること。	B

乳児等通園支援事業 指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
13 運営委員会 <i>社会福祉法人または学校法人以外が設置する乳児等通園支援事業のみ適用</i>				
(1) 運営委員会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者含む）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置し、適正に運営しているか（ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者含む）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く）。	乳児等通園支援事業認可通知第1-2(2)ウ②	運営委員会を設置していないので、是正すること。	C
			運営委員会の運営が不適正であるので、改善すること。	B
14 会計				
(1) 会計の区分	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	乳児等通園支援事業認可通知第1-2(3)イ 特定乳通運営基準第31条	特定地域型保育の事業の会計がその他の事業の会計と区分されていないので、是正すること。	C
(2) 現況報告	<input type="checkbox"/> 毎会計年度終了後3か月以内に、乳児等通園支援事業を営む事業に係る現況報告書等を提出しているか（社会福祉法人及び学校法人を除く）。	乳児等通園支援事業認可通知第1-2(3)エ	正当な理由なく期日までに現況報告書等が提出されていないので、改善すること。	B
			現況報告書の記載が不十分であるため、改めること。	A